

青森県報

第三千五百七十一号

平成二十四年

七月三十日
(月曜日)

目次

告示

生活保護法による施術者の指定	健康福祉課	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	高齢福祉課	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	同	二
障害福祉サービス事業者の指定	障害福祉課	二
道路の区域の変更	道路課	二
道路の供用の開始	同	三
大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課)	四
右	同	四
右	同	五
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	同	六
右	同	七
建設業者の許可の取消し	(東青地)	七
右	同	七
右	同	八

告

示

青森県告示第六百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
石橋 寛志	八戸市大字堤町一 三の七	石橋整骨院	八戸市大字堤町一 三の七	平成 二四・六・二六
山内 和人	五所川原市大字姥 范字船橋四五の六	すみれ整骨院	五所川原市大字姥 范字船橋四五の六	二四・六・二六

青森県告示第六百一十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サー ビスの種 類	居宅サー ビス事業を行う 事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
有限会社サ ンライズ	八戸市沼館二丁 目三三の五	福祉用具 貸与	ひので福祉 センター	八戸市長根二丁 目一四の二	平成 二四・六・一
有限会社サ ンライズ	八戸市沼館二丁 目三三の五	特定福祉 用具販売	ひので福祉 センター	八戸市長根二丁 目一四の二	"
有限会社ほ おずき	八戸市大字是川 字転道平一の二	訪問看護	訪問看護 センター	八戸市是川四丁 目三の三	"

青森県告示第六百三三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	指定年月日
有限会社サソライズ	八戸市沼館二丁目三三の五	介護用具貸与	八戸市長根二丁目四の二	平成二四・八一
有限会社サソライズ	八戸市沼館二丁目三三の五	特定介護用具販売	八戸市長根二丁目四の二	"
有限会社ほおずき	八戸市大字是川字転道平一の二	介護予防訪問看護	八戸市是川四丁目三の三	"

青森県告示第六百四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

図面番号	道路類	路線名	変更の区間
1	国道	三三三九号	五所川原市字敷島町三七の六から五所川原市字下平井町一九四の一まで

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
一般社団法人陽だまりの会	むつ市旭町五の八	共同生活援助	むつ市旭町五の八	平成二四・八一
株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵	居宅介護	上北郡横浜町字上イタヤノ木四	"
株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵	重度訪問介護	上北郡横浜町字上イタヤノ木四	"

青森県告示第六百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年八月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	一一・二〇メートルから	四九・〇〇メートル	
後	一四・五〇メートルから	四九・〇〇メートル	

青森県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年八月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

7	6	5	4	3	2
県道	県道	県道	県道	県道	県道
鶴田五所川 線 原自転車道	山田鶴田線	山田鶴田線	菰槌木造線	鱒ヶ沢蟹田 線	屏風山内真 部線
北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢二二の二から 北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢二二の二まで	北津軽郡鶴田町大字木筒字星田四〇五の一から 北津軽郡鶴田町大字木筒字西柳川五九の一まで	北津軽郡鶴田町大字廻堰字下野尻一三三から 北津軽郡鶴田町大字廻堰字下野尻五九まで	つがる市木造大畑朽葉七二から つがる市木造土滝長田二〇まで	五所川原市十三通行道一〇三の八五から 五所川原市十三通行道五三の一まで	五所川原市金木町喜良市相野山三八の一から 五所川原市金木町喜良市相野山四二五の一まで
後	前	後	前	後	前
四〇・〇〇メートルから	五三・〇〇メートルまで	二八・〇〇メートルから	一四・〇〇メートルまで	一六・五〇メートルから	二八・八〇メートルから
四〇・〇〇メートル	四〇・〇〇メートル	二一・〇〇メートル	二一・〇〇メートル	一一五・五〇メートル	七〇二・〇〇メートル
供用開始の区間	供用開始の区間	供用開始の区間	供用開始の区間	供用開始の区間	供用開始の区間
五所川原市字敷島町三七の六から 五所川原市字下平井町一九四の一まで	五所川原市字敷島町三七の六から 五所川原市字下平井町一九四の一まで	五所川原市字敷島町三七の六から 五所川原市字下平井町一九四の一まで	五所川原市字敷島町三七の六から 五所川原市字下平井町一九四の一まで	五所川原市字敷島町三七の六から 五所川原市字下平井町一九四の一まで	五所川原市字敷島町三七の六から 五所川原市字下平井町一九四の一まで
平成二四・七・三〇	平成二四・七・三〇	平成二四・七・三〇	平成二四・七・三〇	平成二四・七・三〇	平成二四・七・三〇

路線名	国道三三三九号	国道三三三九号	国道三三三九号	県道屏風山内真部線	県道屏風山内真部線
供用開始の区間	五所川原市字敷島町三七の六から 五所川原市字下平井町一九四の一まで	五所川原市字敷島町三七の六から 五所川原市字下平井町一九四の一まで	五所川原市字敷島町三七の六から 五所川原市字下平井町一九四の一まで	五所川原市金木町菅原二二七の一から 五所川原市金木町菅原二二七の一まで	五所川原市金木町菅原二二七の一から 五所川原市金木町菅原二二七の一まで
供用開始日	平成二四・七・三〇	平成二四・七・三〇	平成二四・七・三〇	"	"

県道鰐ヶ沢蟹田線	五所川原市十三通行道一〇三の八五から五所川原市十三通行道五三の一まで	"
県道孤槌木造線	つがる市木造大畑朽葉七二からつがる市木造土滝長田二〇まで	"
県道山田鶴田線	北津軽郡鶴田町大字廻堰字下野尻一三三から北津軽郡鶴田町大字木筒字西柳川三八の一まで	"
県道沖飯詰五所川原線	五所川原市大字飯詰字帯刀三七二の七から五所川原市大字川山字千本一一三二の五まで	"
県道鶴田五所川原自転車道線	北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢一一二の二から北津軽郡鶴田町大字廻堰字大沢一一二の二まで	"

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ幸畑店
青森市幸畑三丁目一の八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変更年月日	平成 三・五・一八
-----	--	-----	--	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変更年月日	平成 三・五・一八
-----	--	-----	--	-------	--------------

四 届出年月日

平成二十四年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年七月三十日から同年十一月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十一月三十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ幸畑店
青森市幸畑三丁目一の八
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 宮地邦明
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設 の運用方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を営む者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後六時三十分	大規模小売店舗の施設 の運用方法に関する事項	平成二十四・七・四
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分(ただし、年間五日午前六時、年間三十日午前七時三十分)から翌午前零時三十分まで	午前八時三十分(ただし、年間五日午前六時、年間三十日午前七時三十分)から翌午前零時三十分まで	

四 届出年月日
平成二十四年七月三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年七月三十日から同年十一月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十一月三十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン弘前樋の口

弘前市大字樋の口二丁目九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

株式会社サンワドー

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十四年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガーラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

共同不動産管理株式会社

青森市中央二丁目九の八

代表取締役 川鍋尚弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 豊嶋建築

二 氏名 豊嶋 俊文

三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田三丁目四の三〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇二八四号

五 取消年月日 平成二十四年六月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年六月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社まるけい高坂組

二 代表者の氏名 高坂 亮

三 主たる営業所の所在地 青森市小柳六丁目二〇の二二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一三八〇一号

五 取消年月日 平成二十四年六月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十四年六月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社サトトミ
- 二 代表者の氏名 佐藤 富雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市けやき二丁目二二の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一七三六一号
- 五 取消年月日 平成二十四年七月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年五月三十一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭